

旭川医科大学研究フォーラム投稿規程

	平成12年	5月25日
	平成13年	2月 5日
	平成21年	2月 9日
	平成21年	4月28日
	平成24年	9月 5日
	平成24年	9月21日
	令和 2年	9月30日
改正	令和 6年	9月10日

(目的等)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）における教職員等の教育・研究成果を社会に広く発信し、学術分野での研究促進及び教育能力の向上と、医学・看護学の発展に寄与することを目的として、旭川医科大学研究フォーラム（以下「研究フォーラム」という。）を年1回刊行する。

(投稿資格)

第2条 研究フォーラムに投稿できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の常勤及び非常勤の教職員（退職者を含む）並びに研究員
- (2) 本学の学部学生及び大学院学生
- (3) 前各号に定める者を代表著者とする者
- (4) その他、研究フォーラム編集委員会（以下「編集委員会」という。）が認めた者

(原稿の種類)

第3条 研究フォーラムに投稿できる原稿の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 原著論文
他の学会誌等に未発表のものとし、主題にそって行われた実験・調査の報告であり、独創的で、新しい知見が論理的に示されており、医学・看護学等の知識として意義が明らかであるもの。
- (2) 総説
特定の主題について最近の研究成果を広い視点から整理・位置づけし、その研究の流れの理解に資するもの
- (3) 研究・教育・社会活動等の報告
本学における研究・教育・社会活動の報告で、記録にとどめ情報を共有する価値のあるもので、医学・看護学及び関連分野の発展に寄与すると認められるもの。
- (4) その他
学界の動向、教員著作物の紹介など上記に該当しないもので編集委員会が適当と認めたもの。

(執筆要領)

第4条 原稿は、日本語又は英語で書かれ、研究目的・方法・結果・考察など、論文としての体裁が整っているものし、以下の要領のとおりとする。

2 原稿は、原則としてパソコンによって作成し、日本語の場合は400字詰原稿用紙に換算して30～35

枚程度、英語の場合はほぼそれに匹敵する情報量を目安とする。原稿には、原則として、500字以内の和文抄録、200語以内の英文の抄録、5個以内のキーワード（和英併記）を付ける。

- 3 原稿の記載順序は原則として、表題（和英併記）、著者名、所属部局名、要旨（和英）、キーワード（和英）、緒言、素材及び方法、結果、考察、総括又は結論、謝辞、注及び参考文献、図表説明とする。
- 4 数字は算用数字を用い、単位は原則としてCGS単位による。特殊な単位を用いるときは、簡単な説明を加える。
- 5 図表は本文とは別に1枚ずつ作成し、そのまま印刷可能なように明瞭に描く。写真は、原則としてモノクロで鮮明に紙焼したものに限り、図表・写真とも、番号と表題を付け、裏には論文名・著者名を明記する。また、本文中の挿入すべき箇所の右欄外にその位置を指定する。
- 6 前項の規定にかかわらず、カラー写真の掲載が論文としての価値を著しく高めると著者が判断した場合は、当該写真のカラー掲載を申し出ることができる。
- 7 人名・地名に原語を用いるほかは、文中の外国語にはなるべく訳語を付ける。
- 8 引用・参照文献とその記載方法は次の基準による。
 - (1) 主要文献のみを、本文中の引用・参照順に1)、2)、3)のように番号を付したうえで示し、対応本文の右上に同一の番号を記す。
 - (2) 雑誌については、著者名：論文題名、雑誌名、巻(号)、頁一頁、年号(西暦)の順に書く。Index Medicus 掲載の雑誌については、その慣用略称を用いる。
 - (3) 単行書については、著者名：論文題名、書名、編集者名、版、発行所、頁一頁、年号(西暦)の順に書く。
 - (4) 訳本は、原著者名：原書名(版)とその発行年次、訳者名、書名、頁一頁、発行所、年号(西暦)の順に書く。
 - (5) 著者複数の場合は、主著者を含め3名までを記載し、その他の共著者は‘et al’または‘ほか’として取り扱う。
- 9 人文・社会科学あるいは語学関係の論文にあつては、上記の様式に合わせることを望ましいが、各分野の慣例に従うことでも良い。

(投稿の募集及び掲載)

第5条 投稿の募集は随時行うものとし、詳細は別途学内に通知する。

- 2 投稿しようとする者は編集委員会委員長に対し、本規定が定める内容に従って提出しなければならない。
- 3 掲載が認められた論文等は、印刷中(In Press)として速やかに本学ホームページに公開し、旭川医科大学学術成果リポジトリAMCoR(以下「本学リポジトリ」という)に登録するものとする。
- 4 3で公開された論文等を集約し、翌年度初頭に研究フォーラムとして刊行する。
- 5 編集委員会は、刊行後すみやかに本学ホームページ及び本学リポジトリに本誌全文を掲載する。
- 6 投稿の募集から研究フォーラムの刊行までの庶務は、図書館情報課図書館総務係が行う。

(掲載の可否)

第6条 投稿された原稿の掲載可否は編集委員会が決定する。

- 2 編集委員会が必要と認めた場合は、原稿の体裁及び内容などについて、著者に修正を求めることがある。

(論文の審査)

- 第7条** 前条にかかわらず、第3条第1号に定める論文及び第2号の総説は、査読員（レフェリー）による査読を受けるものとする。
- 2 著者は、3名程度の査読員の候補者（学内・学外者は問わない）を選定し、編集委員会に届け出るものとする。なお、著者は候補者から内諾を得る必要はない。
 - 3 編集委員会は著者から提出された候補者ならびにその他の投稿論文の査読に適した有識者から査読者を決定し、査読依頼を行う。なお、査読員による査読は原則として2回までとする。

(校正)

- 第8条** 投稿者が自らの責任で初校校正を行い、再校以降は編集委員会に一任するものとする。
- 2 初校校正は、原則として編集に関わる修正（誤脱字、句読点、図表の配置、軽微な表現の訂正など）のみを対象とし、大幅な修正・加筆は認めない。

(著作権等)

- 第9条** 研究フォーラムに掲載された全ての投稿原稿の著作権は、本学に帰属するものとする。
- 2 本文の一部や図・表・写真等を他の著作物から転載したり、オリジナルに掲載したりする場合、著作権に関わる問題や法令上の手続きは、投稿者があらかじめ処理するものとする。それらについて問題が生じた場合は、その責は投稿者が負うものとする。
 - 3 投稿された全ての投稿原稿に関して、法律上並びに道義的な責任については、そのすべてを著者が正しく処理するものとする。

(規程の改廃)

- 第10条** この規程の改廃は、編集委員会の審議を経て行う。